

「実務修習業務規程施行細則」等の一部改正について

公益社団法人 日本不動産鑑定士協会連合会
実務修習運営委員会

1. 改正の経緯

- 本会では、国土交通省による不動産鑑定士試験等の見直しに伴う受験者層の拡大等に合わせて、第12回実務修習（平成29年12月開始）より、「実務に関する講義」「基本演習」「実地演習」「修了考査」の各課程について、講義・演習の強化充実や指導体制の見直しを行いました。

現在、当委員会においては、改正後の実務修習の実施・運営を行うとともに、見直し内容が適切に実施されているかの検証を行っております。第14回実務修習（令和元年12月1日開始）の実施状況を踏まえ、当委員会において検討した結果、基本演習の実施方法について、実務修習業務規程施行細則（以下、「細則」という。）等の一部改正を行いました。

2. 主な改正のポイント

① 基本演習報告書の作成及び提出方法の変更

基本演習の各段階において修習生が作成する基本演習報告書（鑑定評価報告書及び関連資料）の提出方法について、修習生の負担軽減を図るため、現行の郵送による方法から、実地演習報告書と同様に、インターネット通信を利用して本会へ提出する方法に変更します。これに伴い、基本演習報告書は、現行の手書きによる作成から、パソコン等による作成へ変更となります。

【細則】第15条第四号、第五号

② 基本演習（第一段階）における基本演習報告書の提出期日の変更

上記①の改正により、基本演習報告書の提出方法について、基本演習（第一段階）における基本演習報告書の提出期日を、第二段階以降と同様に、演習実施期間の最終日から起算して10日以内に変更します。

【細則】第15条第四号、第五号、【基本演習実施要領】4. (3)

3. 適用時期

- ・ 上記2. ①及び②の改正は、令和3年3月2日より適用します。

以 上